



宮 崎 県 公 報

平成30年2月22日(木曜日) 第 2972 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 1
- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知…………… (自然環境課) 1
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 1

- 土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 2
- 宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等の一部を改正する告示…………… (都市計画課) 3

公 告

- 入札公告…………… 3
- 落札者等の公告…………… 4

告 示

宮崎県告示第 331号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年2月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|--------|---------------------|-----------|
| たかちほ薬局 | 西臼杵郡高千穂町三田井 437番地 1 | 平成30年2月1日 |

宮崎県告示第 332号

森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成30年2月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

一(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宮崎県西臼杵郡高千穂町(次の図に示す部分に限る。)

- (二) 指定の目的 水源の涵養
- (三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種を定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

二(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宮崎県西臼杵郡高千穂町(次の図に示す部分に限る。)

(二) 指定の目的 土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。高千穂町(次の図に示す部分に限る。)
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

三(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宮崎県西臼杵郡高千穂町(次の図に示す部分に限る。)

(二) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 333号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成30年2月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 市町村名 | 地 区 名 | 土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号 | 土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類 |
|------|--------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 高千穂町 | 滝 頭 川 | 11- 441- 2 - 001 | 土 石 流 |
| | 滝頭川-新 ① | 11- 441- 2 - 001 -新① | 土 石 流 |
| | 黒 仁 田 | 11- 441- 2 - 002 | 土 石 流 |
| | 尾 曾 宇 川 | 11- 441- 2 - 052 | 土 石 流 |
| | 折 原 川 | 11- 441- 2 - 053 | 土 石 流 |
| | 南 | I - 1 - 1807 | 急傾斜地の崩壊 |
| | 黒仁田 (1) | I - 1 - 1870 | 急傾斜地の崩壊 |
| | 黒仁田 (2) | I - 1 - 1902 | 急傾斜地の崩壊 |
| | 尾 峰 | I - 1 - 1903 | 急傾斜地の崩壊 |
| | 尾峰-新① | I - 1 - 1903-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| | 土呂久-6 | I - 1 - 3748 | 急傾斜地の崩壊 |
| | 狩 底 | II - 1 - 1904 | 急傾斜地の崩壊 |
| | 土呂久-1 | II - 1 - 7974 | 急傾斜地の崩壊 |
| | 土呂久-1 -新① | II - 1 - 7974-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| | 荒 谷 - 1 | II - 1 - 8053 | 急傾斜地の崩壊 |
| | 岩 下 - 2 | II - 1 - 8054 | 急傾斜地の崩壊 |
| | 荒 谷 - 2 | II - 1 - 8055 | 急傾斜地の崩壊 |
| | 土呂久-5 | II - 1 - 8056 | 急傾斜地の崩壊 |
| | 岩 下 - 3 | II - 1 - 8057 | 急傾斜地の崩壊 |
| | 荒 谷 - 3 | II - 1 - 8058 | 急傾斜地の崩壊 |
| | 畑 中 - 1 | II - 1 - 8059 | 急傾斜地の崩壊 |
| | 畑 中 - 2 | II - 1 - 8060 | 急傾斜地の崩壊 |
| | 黒仁田 (3) | II - 1 - 8188 | 急傾斜地の崩壊 |

| | | | |
|--|-------------|---------------|---------|
| | 黒仁田 (5) | II - 1 - 8190 | 急傾斜地の崩壊 |
| | 尾 狩 - 2 | II - 1 - 8194 | 急傾斜地の崩壊 |

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び西臼杵支庁土木課に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 334号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成30年2月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 市町村名 | 地 区 名 | 土砂災害特別警戒 区域の渓流番号 又は箇所番号 | 土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類 |
|------|--------------|-------------------------------|-----------------------------|
| 高千穂町 | 滝 頭 川 | 11- 441- 2 - 001 | 土 石 流 |
| | 滝頭川-新 ① | 11- 441- 2 - 001 -新① | 土 石 流 |
| | 黒 仁 田 | 11- 441- 2 - 002 | 土 石 流 |
| | 尾 曾 宇 川 | 11- 441- 2 - 052 | 土 石 流 |
| | 折 原 川 | 11- 441- 2 - 053 | 土 石 流 |
| | 南 | I - 1 - 1807 | 急傾斜地の崩壊 |
| | 黒仁田 (1) | I - 1 - 1870 | 急傾斜地の崩壊 |
| | 黒仁田 (2) | I - 1 - 1902 | 急傾斜地の崩壊 |
| | 尾 峰 | I - 1 - 1903 | 急傾斜地の崩壊 |
| | 尾峰-新① | I - 1 - 1903-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| | 土呂久-6 | I - 1 - 3748 | 急傾斜地の崩壊 |
| | 狩 底 | II - 1 - 1904 | 急傾斜地の崩壊 |
| | 土呂久-1 | II - 1 - 7974 | 急傾斜地の崩壊 |
| | 土呂久-1 -新① | II - 1 - 7974-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| | 荒 谷 - 1 | II - 1 - 8053 | 急傾斜地の崩壊 |

| | | | | | |
|---------|---------------|---------|---------|---------------|---------|
| 岩下 - 2 | II - 1 - 8054 | 急傾斜地の崩壊 | 畑中 - 2 | II - 1 - 8060 | 急傾斜地の崩壊 |
| 荒谷 - 2 | II - 1 - 8055 | 急傾斜地の崩壊 | 黒仁田 (3) | II - 1 - 8188 | 急傾斜地の崩壊 |
| 土呂久 - 5 | II - 1 - 8056 | 急傾斜地の崩壊 | 黒仁田 (5) | II - 1 - 8190 | 急傾斜地の崩壊 |
| 岩下 - 3 | II - 1 - 8057 | 急傾斜地の崩壊 | 尾狩 - 2 | II - 1 - 8194 | 急傾斜地の崩壊 |
| 荒谷 - 3 | II - 1 - 8058 | 急傾斜地の崩壊 | | | |
| 畑中 - 1 | II - 1 - 8059 | 急傾斜地の崩壊 | | | |

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁土木課に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 335号

宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等(平成5年宮崎県告示第630号)の一部を次のように改正し、平成30年3月11日から施行する。

平成30年2月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | | | | | | 改正後 | | | | | |
|--|------------|-------------------------|-----------------|------------|----|--|--------------|-------------------------|-----------------|------------------------|----------------------|
| 5 条例第8条第11号の規定により知事が指定する区域は、次の表の路線名の欄に掲げる路線の同表の区間の欄に掲げる区間及びその両側の路端から同表の距離の欄に掲げる距離以内の区域で、同表の区域の限定の欄に掲げる区域とする。 | | | | | | 5 条例第8条第11号の規定により知事が指定する区域は、次の表の路線名の欄に掲げる路線の同表の区間の欄に掲げる区間及びその両側の路端から同表の距離の欄に掲げる距離以内の区域で、同表の区域の限定の欄に掲げる区域とする。 | | | | | |
| (1) 高速道路 | | | | | | (1) 高速道路 | | | | | |
| 路線名 | 区 間 | | 距離 | 区域の 限 定 | 区分 | 路線名 | 区 間 | | 距離 | 区域の 限 定 | 区分 |
| | 起 点 | 終 点 | | | | | 起 点 | 終 点 | | | |
| [略] | [略] | | | | | [略] | [略] | | | | |
| 東九州自動車道 | 門川インターチェンジ | 国富町と宮崎市との境界(国富町大字岩知野地内) | 200 メー トル | [略] | | 東九州自動車道 | 門川インターチェンジ | 国富町と宮崎市との境界(国富町大字岩知野地内) | 200 メー トル | [略] | |
| | | | | | | | 日南北郷インターチェンジ | 日南東郷インターチェンジ | 500 メー トル | 用途地 域等を 除く区 域 | 第2 種禁 止地 域等 |
| (2)~(6) [略] | | | | | | (2)~(6) [略] | | | | | |

公 告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成30年2月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

- 調達件名、数量及び規格等 宮崎県広報紙「県広報みやざき」及び宮崎県議会広報紙「県議会の動き」の印刷(単価契約) 平成30年度発行予定部数 2,166,000部(毎号約 361,000部×年6回) 「県広報みやざき」8ページ、「県議会の動き」4ページでいずれもA4判・4色カラー
- 調達案件の特質等 入札説明書による。
- 履行期間 契約締結の日から平成31年3月31日まで

(4) 納入場所 総部数のうち、4,500部を宮崎県総合政策部秘書広報課広報戦略室へ納入し、残りの部数はこん包の上、宮崎県が指定する場所へ配送する。

(5) 入札方法 (1)の調達件名について入札を実施する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

| | |
|--|--|
| <p>ア 平成30年宮崎県告示第 330号に規定する資格を有する者で、営業種目が印刷類で種目が平版活版のものであること。</p> <p>イ 平成28年度又は平成29年度に4色カラーのページを12ページ以上含む刊行物の印刷の実務実績を有する者であること。</p> <p>ウ 宮崎県が各発行月ごとに最終の色校正を確認した日から、8日以内に4,500部、10日以内に残りの部数の印刷（こん包、仕分け及び配送を含む。）が可能な機械設備及び人員体制を自社で有している者であること。</p> <p>エ デザイナー及び制作責任者を調達案件に係る業務に専任で配置できる者であること。</p> <p>オ 連絡を受けてからおおむね2時間以内に、デザイナー又は制作責任者を宮崎県総合政策部秘書広報課広報戦略室又は宮崎県議会事務局政策調査課に到着させることができる者であること。</p> <p>カ 色校正後の文字の修正、色の変更、写真の差替え等に即時対応できる者であること。</p> <p>キ 事業協同組合が入札に参加する場合には、組合員である者は、当該入札に参加することはできない。</p> <p>ク 入札説明会に参加した者であること。</p> <p>(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類（以下「証明書」という。）を平成30年3月27日までに宮崎県総合政策部秘書広報課広報戦略室に提出し、事前に審査を受けること。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは証明書の提出を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。</p> <p>なお、入札者は、証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法</p> <p>2(1)アに掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。</p> <p>(1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208</p> <p>(2) 申請書類の受付期間 平成30年2月22日から平成30年3月22日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。</p> <p>なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。</p> <p>4 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当</p> <p>(2) 期間 平成30年2月22日から平成30年4月3日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで）</p> <p>5 入札説明書及び印刷仕様書の交付場所及び交付期間</p> <p>(1) 交付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当</p> <p>(2) 交付期間 平成30年2月22日から平成30年4月3日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで）</p> <p>6 入札説明会の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 宮崎県庁1号館4階会計管理局物品管理調達課入札室 宮崎市橋通東2丁目10番1号</p> | <p>(2) 日時 平成30年3月7日午後2時</p> <p>7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法</p> <p>(1) 提出場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当</p> <p>(2) 提出期限 平成30年4月3日午後2時（送付にあっては、平成30年4月2日午後5時必着）</p> <p>(3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。</p> <p>8 開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 宮崎県庁1号館4階会計管理局物品管理調達課入札室</p> <p>(2) 日時 平成30年4月3日午後2時</p> <p>9 入札保証金</p> <p>入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。</p> <p>10 入札の無効に関する事項</p> <p>この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>11 落札者の決定の方法</p> <p>有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>12 契約に関する事務を担当する部局等</p> <p>宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当</p> <p>13 契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>日本語及び日本国通貨</p> <p>14 その他</p> <p>(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。</p> <p>(3) この競争入札による調達は、当該調達に係る平成30年度宮崎県一般会計予算の成立を条件とする。</p> <p>(4) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書及び印刷仕様書による。</p> <p>15 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the service to be required: Publishing of Miyazaki Prefecture's Newsletter "Kenkoho-Miyazaki", and "Kengikainougoki", estimated number of copies to be published: 2,166,000 (361,000copies×6times a year)</p> <p>(2) Time limit for tender: 2:00 p.m. 3 April, 2018</p> <p>(3) Inquiries: Article Management and Procurement Section. Accounting Division, Treasury Bureau, Miyazaki Prefecture 2-10-1 Tachibana-dori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan. TEL: 0985-26-7208</p> <hr/> <p>落札者等の公告</p> <p>一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。</p> <p>平成30年2月22日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 落札に係る借入物品の名称及び数量 救助工作車Ⅱ型 1台</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 宮崎県消防学校 宮崎市大字郡司分 210番地</p> |
|--|--|

- | | |
|--|--|
| <p>3 落札者を決定した日 平成29年11月24日</p> <p>4 落札者の氏名及び住所 三菱電機クレジット株式会社九州支店 支店長 梶山 明彦 福岡市中央区天神2丁目12番1号</p> <p>5 落札金額 60,238,080円(消費税込み)</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>7 一般競争入札の公告を行った日 平成29年10月16日</p> | |
|--|--|

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|